

指定管理者を非公募により指名する理由

施設名	豊浦町社会館 (豊浦町字幸町86番地2) 豊浦町地域交流センター (豊浦町字幸町87番地9)
団体名	豊浦町商工会
非公募理由	<p>社会館及び地域交流センターは、町民の生活文化の振興と住民福祉の増進、さらに文化創造活動及び地域活性化の交流拠点として、地域文化の向上と情報交流に資するために設置されたものであり、広く住民相互の交流や活動を通じて、地域の特性を活かしたコミュニティ及び地域文化活動の推進に関する事業を実施するものである。</p> <p>したがって、社会館及び地域交流センターの指定管理者は、町民の平等な利用が確保されること、指定管理者の行う業務を安定的に実施する能力があること、その管理に係る経費の縮減が図られることに加え、地域の特性を活かし、地域住民と協働しながら、施設の設置目的を達成していくことが必要であり、豊浦町指定管理者制度運用方針「2.(2).ア」に基づき、非公募により選定するものである。</p>
根拠	豊浦町指定管理者制度運用方針「2.(2).ア」